

ブルドンと現代 (3)

長谷川 進

現代的意義

前の二回で、ブルドンを全体的に理解するに必要な考え方の特質点を主として述べたつもりだが、ここで本題の現代的意義の問題をとりあげなければならない。いうまでもなく、ブルドンが遺した思想のうちに、当時とは著しく構造を変えた現代になお当てはまり、実践的にも生かされうるものがあるかどうかの問題である。これにまだ十分答えるだけの用意はなく、以下はこんごのための覚書を強いてまとめたものにすぎない。

いま実践的意義と書いたが、ブルドンの場合、いわゆる戦略戦術や行動綱領といったものが具体的に示されていないようである。もっともこの問題は、二月革命のさいおよびその後数年にわたるブルドンの活動を仔細に見ることによって、あるいは何か明らかにできるかも知れない。しかしここでは、結局、理論ないし原理の域を出ないであろう。だがイデオ・リアリストといわれるブルドンにおいては、その理論はたんなる観念論ではなくして高度に現

実的であり、そこには現代に適用しうるものが見出されるように思われる。

冒頭でふれたように、一九六五年死後百年記念の討議集会のテーマは、「ブルドンの現代性」であった。そこでは、ブルドンの経済論や、連合主義、民族、自主管理等に関する所説、また革命的サンディカリズムやマルクスとの関連などが、それぞれの研究者によって報告され、それをめぐっての討議がおこなわれた。主催者の「ベルギー国立ヨーロッパ社会学および経済問題研究センター」所長は、終結の講演で「ブルドンの思想は、今日、一九世紀後半におけるよりもいっそう現実的である」とし、その理由をこう述べている。「いま人々は、ナショナリズムの虚慢と矛盾により、その利己的な利害に対する一集団全体の、しかもそれをだしぬけに民族（国民）国家のものとする意識に自らを結びつけることのできる攻撃的な権力意志によって脅かされている。いまや自主管理、経済的デモクラシー、官僚制に対する闘い、権力の分散化、領土の整理、議会制度の超克が日程に上されている。すでに強権主義的計画化や

過度の全体主義的統一国家はもろもろの矛盾に逢着し、普通選挙は人々の連帯と自由の実質的発揮を保証しないことが事実によって証明されたからである。一九世紀には、デモクラシーはいまの概念であり、民族自決の原則は必ずしも自由と平和を意味しないこと、一にして不可分の共和国が抑圧の源泉となりうることを理解し認識するのは困難だったのである。」

ここに問題点のすべてがよく指標されているように思われる。そしてこれらの諸問題がブルドンによっていち早く、少なくともより包括的にかつ深く論じられているであろう。そのいくつかは、さきに簡略ながらふれたので、ここではナショナリズムとそれに不可分の連合主義ないし連邦主義と自主管理とを焦点とすることにしよう。

ナショナリズム

ナショナリズム、すなわち民族、国民および国家の問題がそれ自体として、また社会主義や社会変革の思想と運動との関連においても、きわめて重要で異論の多い問題であることはいうまでもない。そして民族の観念は人種とからみ、本質的に多分の非合理的要素をふくむこともあって、ともすると人をつまづかせる危険があり、その事例も少なくない。この危険なしと自負できる者は稀有であろう。実はブルドンにも、その理由はまだわからないが、反ユダヤ主義の傾向があったといわれ、このことは『手帳』の字句にもうかがわれるものがある。しかし、これはいまの問題ではない。

民族問題、ナショナリズムに対するブルドンの基本的態度はバクーニンと共通していると思う。バクーニンは『連合主義』でこう

表現した。「民族を、生存と自由な発展への権利をもつ自然的事実としては認めるが、一つの原理としては承認しない。」ブルドンは「フランスとライン」で述べている。「もっとも危険な、また不幸にしてもっとも人気のある偏見の一つに、国家の境界を先験的に地理と民族とによって規定する偏見を数えなければならぬ。」

ブルドンは、クリミア戦争（一八五三—一八五六）あたりを契機にして、それまであまりとりあげなかった国際問題に強い関心を向け、二回目のブリュッセル亡命時代、これに関する一連の著作を書いた。『戦争と平和』（一八六二）、『連合とイタリアの統一』（一八六二）、『もし一八一五年条約が存在しなくなったら？』（一八六三）、『イタリア統一に関する新見解』（一八六五）、『フランスとライン』（一八六七）等で、問題をより原理的に論じたのが『連合の原理』（一八六三）である。

その基本の立場は、当時イタリア、ポーランド、ハンガリーその他、とくにイタリアでさかんになってきた、「民族自決の原則」、民族統一運動に反対するにあった。反統一主義はブルドン本来の立場であり、それら運動がいずれも中央集権的なネーション・ステートの形成を旨とするものだったからである。そこで、これに関するブルドンの考えをあらためて少しふりかえることが必要になり、当然ルソーとの関連が問題になる。というのは、周知のように、ネーション・ステートを理論的に、しかも「人民主権」にもとづく民主国家として基礎づけた最高の思想家はルソーだからである。

ブルドンのルソー批判は前にもふれたし、「一九世紀における革命の一般理念」にくわしいので、必要な点だけに限りたい。もっとも、ブルドンはほかの場所ではルソーを高く評価し、その影響

をも受け、共通した点も少なくないであろうが、やはり根本的に異なるものがあり、さらにルソーが広くおぼした影響の点から見て、このことがいつそう問題にされるべきであろう。批判の焦点は、独自の「一般意志」論によって「人民」主権国家を基礎づけ、その権力を絶対化し、そのため国家のうちに部分社会すなわちもろもろの集団が存在することを排したことで、その存在は認めても正当な意義を与えなかったことであろう。このような一元的な見方は、さきに述べたように、ブルードンの集合的存在と集合力の自主性にもとづく多元的な見方とは、まったく対立するものである。

もつとも、ルソー自身においては、古代ポリス、ことにスパルタやその市民たることを誇りとしたジュネーヴ共和国など、小規模な直接民主制の可能な国家を理想化し、それを念頭にして論じたとなれば、論旨は整っているかも知れない。こんなことはむしろブルードンも考えたであろうし、おそらく論難の対象はルソー自身より、その思想がフランス革命のさいマラー、ロベスピエール、サン・ジユスト、その他モンターニュ派の人々に採用され、ジャコバン党独裁の理論的武器とされたことであつたと解することができるであろう。ここに特殊のルソー批判が生れ、ブルードンはおそらくその最初の一人であつたと思われるが、のちにもたとえばレオン・デュギー（「法と国家」、ジャック・マリタン「人間と国家」、タルモン「全体主義的デモクラシーの起源」）にそれが見られる。

これが正しいルソー批判であるかいは別として、とにかくその思想に結びついていわゆるジャコバン革命すなわち独裁革命の伝統が生れ、この伝統はいまもマルクス主義をつうじて圧倒的に強くおこなわれている。ブルードンの主な現代的意義は、一口でい

ば、少くとも原理的にはこの革命伝統に真向から対立するものを、おそらくもつとも豊かにふくむ点にあるように思われる。反ナシヨナリズム論もその主要な一点である。

ところで、近代ナシヨナリズムがフランス革命をとおして形成・発揮されたこと、思想上多くを、とくに民主主義的ナシヨナリズムにおいては、ルソーに負うているとするのは一般の見解である。ブルードンはその概念を特別に規定していないようなので、共通する点があると思われるハンス・コーンの説をきくとしよう（「ナシヨナリズムの観念」一九四四）。コーンによると、ナシヨナリズムの発展は、旧来の身分の別を脱した大衆が一つの共同の政治形態に統合される過程であり、したがってそれは、一定地域にわたる集権的統治形態の事実上または理念上の存在を前提とする。そしてこの前提をなしたのが、近代の絶対王制であり、かくて絶対王制は近代ナシヨナリズムのベースメーカーであるという。コーンの見方の特徴は近代民族形成について、主体的要因すなわち民族意識を重視するとともに、人種、血縁、言語、土地、慣習、伝統、宗教等種々の客体的要因のうち政治的統一すなわち国家をもつて上記のようにもつとも重要な要因とすることにあり。そしてコーンはナシヨナリズムをこう規定する。「ナシヨナリズムとは一民族の大多数者のうちに浸透し、また浸透することを求める心意状態であり、これはネーション・ステートをもつて政治組織の理想的形態とみなし、ナシヨナリテイをもつてあらゆる創造的文化的エネルギーと経済的福祉との源泉と認めるものである」と。さらに「人間の最高の忠誠のナシヨナリテイへの固定がナシヨナリズム時代の開始を画する。」だが

ナシヨナリズムとネーション・ステートとの関係は相関的であり、「ナシヨナリズムはネーション・ステートを要求し、ネーション・ステートの成立はナシヨナリズムを強化する。」そしてコーンはルソーの思想が、このネーション・ステートともにナシヨナリズム、正確には民主主義的ナシヨナリズムの形成に重要な影響をおよぼしたことを述べている。ただ上の定義のナシヨナリテイをどう解するかが問題であろう。言葉の意味はふつう、民族性のほか未独立または一国内の少数民族を指すと思われるが、ナシヨナリズムの主体として考えるかぎり、その実体は、少くとも究極においては民族や国民ではなく、国家に転位され、かくして一般のナシヨナリズムは結局国家ナシヨナリズムとおこなわれていると見るべきであろう。いいかえれば、人々の一元的忠誠を要求し、共同社会本来の集合力をそこに集中し、「国民的利益」とは必ずしも合致せず、多くの場合それを一部階級ないし階層の利害に従属させる機構を整備した集権的ネーション・ステートを目ざし支持するイデオロギーと運動、これがブルードンの反対したナシヨナリズムである。そうした近代国家の成立には必然的不可避的な理由があり、それ以外の途はありえなかつたのかも知れないが、いまは何も言えない。しかしブルードンの真意は、いまさらいうまでもなく、そうした国家体制に根本的疑義を提起し、そこでは対内的および対外的にさげがたい諸問題の解決を意としたものといえるであろう。

さきの討議集会において、ベルギー教育相は開会のあいさつなかで、集会の目的をこう語っている。それは「今日の世界にデモクラシーを生き返らせ、それに国際的むしろ超国家的な諸次元を与えるため、ブルードンの思想の内実から、私たち自身の省察を養い、

私たちがその証したるべき努力をより正しく位置づけるための何かを汲み取ることにあり」と。

ここでも、これを裏づけるものをブルードンのなから探さなくてはならない。

前おきめいたものが長くなってしまったが、ブルードンのナシヨナリズムの考えにはかなり独自のものがあるように思われる。たとえば『もし一八一五年条約が存在しなくなったら？』で、ウィーン会議がもたらした最善なものの一つは、調印国はほとんど考えないことだが、その条約が定めた地理的境界が変則であるため、人種と言語の混交を生んだことであるという。ウィーン条約は、周知のようにヨーロッパの公法秩序と力の均衡およびヨーロッパの協調をよびかけるものであつたが、同時に、メッテルニヒの魂胆では、自由主義と起りかけていたナシヨナリズム運動を抑えることを意図した。ところが、ブルードンは一見奇異にもこのウィーン体制支持の立場をとるのである。その理由は、結局、ウィーン体制に反対して主張される二つの原則、民族自決と自然的境界との原則を認めないからである。

上掲の書物でなこう述べている。「フランスに、フランス人、ドイツ人、イタリア人、バスク人がいることは、諸民族の友愛にとつてなんら悪いことでない。またフランス人が、ベルギー、スイス、プロシア、イギリス、オーストリー、ロシア、その他いたるところに在るのはいいそうよいことだ。人口の多いスラヴ人が多数の国々に、均衡の体制のなかに分散するのは、一般の文明の見地からみてすばらしいことだ。そうした混交は、真剣な考慮に値し、諸民族に正義は、宗教と同じく、言語や信仰や容貌をこえたものであ

り、祖国をつくるのは、土地の偶然や人種の相異であるよりも、法であることを教えるものである。」

しかるにいまや、「人々はウィーンで宣言された原則に反対して他の原則を立てた。その一つは民族自決の原則である。これは一見単純で適用しやすいようであるが、根本においては不確定で、例外や矛盾を生じがちであり、猜疑と不平等の源となるものである。第二は自然的境界の原則であるが、これはいっそうあいまいであり、その宿命論の点でいっそう恣意的である。」たとえば「生理学的見地からみると、ベルギー民族もドイツ民族と同じく存在しない。それは異なる人種、すなわちオランダ人またはバタヴィア人、ゴール人およびゲルマン人の二つもしくは三つの部分の間の政治的結合体である。境界についてはどうかというと、外交はそれを地図の上に鉛筆で引くことができた。土地の形状で国境を正当づけることは不可能である。」

なお自然的境界の問題については、ウッドコック『ビエールジヨセフ・ブルードン』一九五六)によると、ブルードンは一八六一年夏、ベルギー全土からライン地方一帯に旅行してつぶさに調査し、次の結論に達したという。

「この地域の真実の文化は大いに同質的である。あらゆる都市が似かよっており、あらゆる商店が同じ商品を見せている。すべての男子が同じ容顔をしており、すべての婦人が張りをいれたスカートををはいている。そしてライン地方の名高い『自然的境界』なるものは、社会的影響の相互浸透に対してなんらの障碍をもなしていない。」

かくしてブルードンにとって一般に民族といわれているものは、

ものでなく、むしろ反動的であると見たのである。ゴリイによると、「長い間大衆の社会的解放の大義と民族的独立の大義とが混同されてきた。マルクスもバクニンもそれから脱却しなかった」という。バクニンについては、このあとダニエル・ゲランから反論が出たし、マルクスについても根拠は示されていない。しかしこのことは今日のナシヨナリズムと民族解放にもあてはまるであろう。そのよってきたる理由は、ブルードンの指摘のなかに見出すことができると思う。ブルードンは『革命と教会における正義』(一八五八)でもすでにこう述べたのである。「今日ポーランド、イタリア、ハンガリー、アイルランドの再建といわれているものは、根本において、その集中権力が民衆の上にかくも重くのしかかっている強大な国モデルにしての、広い地域にわたる統一構成以外の何ものでもない。それは、民主主義を装う野心のための君主制の模倣であり、自由のためや、まして進歩のためのものではない。民族的統一の再建のことをさかんに語る人々は、個人の自由などそう好んではない。ナシヨナリズムとは、彼らが経済革命をそらすために用いる口実である。彼らは、それが今日解放すると自負する民族を監視下に陥れる政策であることが見えないふりをしている」(第一巻「小政治(教理問答)」。

しかしブルードンは、むしろ民族の解放・独立自体に反対なのではない。現実のナシヨナリズム運動が上述の理由で民衆の解放と自由をもたらしなさいと考えたからである。それが新たな抑圧に陥るのを防ぎ、真の自由を保証するための原理および方策として提唱したのが連合主義および連邦主義である。

まったく抽象的な観念でしかない。民族への自然的所属は成りたらないし、それは政治的人為的な所産にほかならないことになる。前記討議集会で「ブルードンと民族」を発表したジョルジュ・ゴリイ教授(ブリュセル自由大学)によると、「ブルードンが破壊しないまでも分解し解体しようとしたのは、民族という観念である。すなわち彼は、久しい前から自明の真理と考えられてきた、ある人々をして永久に同じ運命を分与させ、他の人々に対して異邦人たらしめるこの観念を攻撃したのである。」

では、民族への自然的所属を認めないとすれば、ブルードンはいわゆる選択の所属の見解をとることになるであろうか。これはもともと社会契約論のなかにふくまれてのことである。ブルードンにおいては契約の観念はその全思想の根幹の一つをなし、それが理性的な意志の自由な行為を意味することは変りない。しかしその先で、ルソーやその思想につながるナシヨナリズムとは根本的にちがってくる。さきの社会的多元論とともに人間の意志についても本質的に多元的であると、ルソーのように一般意志との合致に自由を認めない。したがって一つの集団への単一的所属は解放でなく、自由の新たな抑圧の危険であると見た。かくしてブルードンが認めるのは、人民主権や国民主権ではない。その代りに市民の主権という言葉をよく使っているが、むしろ人間個人の主権と解することができるのではないかと思う。というのは、集合的存在の自立性を説く根底には個の確立が前提されているはずと思われるからである。

要するに、ブルードンが民族統一、民族国家の形成を旨とせずナシヨナリズム運動に反対したのは、そこでは本来の民族性、民族的特性がそこなわれ、またそれが民衆の解放とデモクラシーをもたらし

連合主義

連合主義の思想はブルードンにおいては本来的である。くりかえしになるが、社会の多元的構造、すなわち社会は本来的には個人の自発的な行動とさまざまな自主的集団とから構成されるとする見方からすれば、その全体を整理する原理としては、個人と集団の自由と自立性を生かすための、いわば技術的手段としての連合主義がとられることは当然であろう。要するに、ブルードンの場合、多元主義、平等と双務的正義にもとづく相互主義および連合主義は、相互に関連し補足し合う一つの体系をなしている。

しかし連合主義の面が強調されるようになったのは後年のことである。これは、さきにも述べたように、ヘーゲルの弁証法の影響から抜け出て、自らの二律背反と均衡の弁証法に徹するにいたったことと、国際問題およびナシヨナリズム運動への関心のなかで整理原理として連合主義がとりあげられてきたものと解することができるであろう。

こうしたことは、ブルードン自身ある手紙(一八六二年十一月二日 ミリエ宛)でこう述べている。「あなたは、人が私の意見についていつていることを聞き、またあなた自身推測したあとで、いつか私が現存の秩序の最大の形成者の一人、もつとも穏やかな進歩論者の一人、もつともユートピストでない、もつとも実質的な改革家の一入であることを知って驚くでしょう。私の著作の秘密のすべては、私の考えるところでは、もし私たちが社会のことから関する科学において前進しようとするならば、批判がいかなる方面に帰着しようとも、その結論から退いてはならないとする点にあります。これ

は、よし真理の一半がときとして私たちを恐れさせるにしても、真理全体は私たちを安堵させ、私たちを引きつけるものだとということです。こうしたやり方の一例をこのついでにあげますと、それは、私は一八四〇年に、統治の観念に対する私の批判の結論としての「アナルシー」をもって乗り出したのですが、ヨーロッパの国際法の、ついですべての国家の組織の必然的な基礎である連合をもって終らなければならなかったことです。……これによって、市民の自由と良心に直接もつづく公的秩序である「アナルシー」は……最高の社会的な徳の相関者であり、したがって人間の管理の理想であることになりました。私たちはひろんそこに到達してはいないし、この理想が達成される前に何世紀も経過するでしょう。しかし私たちの法則はこの方向に前進し、目的にたえず近づくとあります。このようなわけで、もう一度いいますと、私は連合の原理を主張するのです。」

これで、言葉づかいは真意のつかみがないものがあるけれども、連合主義を強調するにいたった理由、またそれのもつ意義は大體は推測できるであろう。

連合主義の思想と運動は、むろんブルードン以前にも存在した。ブルードン自身、連合の観念は旧ゴール人土着のものであると見なし、フランス革命のさいのコミュニケーション運動やシロンド派の活動にその現われを認め、『連合の原理』でもそれをとりあげている。思想の先蹤者としては、この重要な著作の解説者、ピューシュとリュイサンによると、アンリ四世、サン・ピエール師、モンテスキュー、ルソー、カント、ド・トックヴィル、コント等であるという。このなかでとりわけ重要なのはルソーとモンテスキューとであり、これ

民族性の原理に従うものである。まさにこの故にこそ私は、民族性の没収でしかない、大々的な政治的統一に抗議するのである。」「イタリヤ統一に関する新見解」。

だが現実はその逆である。ブルードンは一八六〇年のある手紙にもこう書いた。「ヨーロッパは没落に突き進んでいる。背徳と腐敗とがきそつて社会を解体している。どれもがみな神聖とする権利を擁護し復興し、賤しい庶民を搾取することを目的とする五つ六つの大国の形成に向つて、われわれは進んでいる。小国は、かつてポーランドがそうであったように、予め犠牲に供されている。」

今日、事情はかなり変わったかに見える。たしかに、平和維持、国際協力の努力は進められてきた。しかしそれらが究極の力たりえないことは明らかで、国家的対立のなかでは、いいかえれば、国家がいまのような国家である限り、具体的には少数者が国家の名によって強大な権力手段をほとんど思いのままに駆使しうる体制である限り、本質には変りなく、社会主義国家とでも同様であり、これは、より以上の集権体制であることからしてむしろ当然であろう。また新たに民族独立を遂げた国々においても、その権力機構に関する限り例外ではないであろう。

こうした現状にどう対処すべきか。そのための原理がさきの討議集会でブルードンに求められたようにとれるけれども、現実的具体的にはどういうことになるのかは確かでない。しかしブルードンにおいては、一国内の連合制化が先決である。ここでとくに重要な問題なのは、さきにも述べたが、連合制のなかで、ひとたび否認した国家とその役割が再認識されたことである。そこで、前に述べたことと重複するであろうが、それを補いながら、連合制における国家

ら二人とブルードンとの間にはより共通した点もある。しかしこれら先蹤者およびその後今日にまでおよぶ一般の連合主義論者とブルードンとは著しいちがひがある。ブルードンの場合、国家間の連合すなわち連邦は（ブルードンは「連合」と「連邦」をいちいち使いわけてはいない）、連合制化された国家間のそれである。したがってブルードンの国際秩序原理としての連合は、いわゆる世界政府論や世界国家論におけるように、よし国家主権の制限をふくむにせよ、既成の諸国家が一つの屋根の下にはいることを意味しない。しかしいまこの問題を十分明らかにすることはできないが、次の見解から少しは推測できよう。すなわち普遍的連邦は矛盾である。「ヨーロッパは単一の連邦には大きすぎ、連邦の連邦しか形成しえないであろう。こうした考えから私は、イタリヤ、ギリシア、パタヴィア、スカンディナヴィアおよびダニエーブの連邦の再建をもつてヨーロッパ公法の改革への第一歩、大国家の分権化と、したがって一般の軍備縮小の序曲としたのである。そのとき、すべての民族は自由に立ち帰り、……統一的構成の大強国をもつては達成不可能なヨーロッパの均衡（力ではなく法の）が実現されるであろう。」かくてブルードンは現存国家による「ヨーロッパ合衆国のごときは「異」でしかないという「連合の原理」。

ここでも連邦制においてこそ本来の民族、民族性が実現されることを示しているが、上掲の「小政治管理問答」でも、連合（邦）において民族性はどうかという問いに、こう答えている。「連合の原理がより十分に適用されるのに応じて、民族性はよりよく確保されるであろう」と。また後年にも、「私は他の者たちより、それと知らずに語る多くの人々よりも、家族の原理に従うと同じく、民

の問題を考えるとしよう。

ブルードンにおいても、社会結合の基礎は自由な個人および集団の間の契約におかれている。連合制の場合、その契約は連合契約とよばれ、その特質は契約者たちが、双務的および交換的に互いに義務を負うだけでなく、契約を結ぶことによって、放棄するよりは多くの権利と自由と権威と所有とを個々に保有することにあるという。契約者、それも上級の契約者ではなく下級の契約者の利益を基本とする連合契約の原則は、国家間についても変らない。「この契約は、連邦に加わった諸国家に対して一般に、その主権、領土、市民の自由を保証し、国家間の紛争を規制し、一般的な手段を用いて共同の安全と繁栄とにかかわる物事を留意することを目的とするため、関与する利害の大きさにもかかわらず、本質的に制限されている。契約執行の権能は、決して委任者に優越することはできない。さらにいえば、連合体の権限は、数においてまた実際に、自治体や地方の権限を、同様に自治体および地方の権限は人間と市民の権利と特権を超えることはできない。もしもそうでなくなったら、コミュニケーションは共同体的となり、連合体は再び王政的集中制となるであろう。」（「連合の原理」）

これによると、ブルードンはコミュニケーションとコミュニティーをはっきり区別しており、上の引用のすぐ前でも共同体を「あらゆる絶対制国家の縮図」であるとしている。このことは、初期の『所有とは何か』（一八四〇）の共同体と所有の関係を論じた箇所にもはっきり出ている。これはプラトン以来、当時のパプーフ主義、サン・シモン主義にいたる共同体論までは共産主義に対する批判との関連においてであるが、共同体は所有者であり、たんに富たけでなくさらに

人格と意志との所有者である。」それは「抑圧と隷従」であり、「良心の自律と平等を侵害」するものとし、それを「消極的共同体」ともよんでいる。では、これに対して積極的共同体とでもいえるもの理論を、ブルードンがどう展開したかは興味ある問題だが、いまは何もいえない。たゞ知りえた限りでは「労働者階級の政治的能力」でも、コミュニケーションを本質的に「最高の存在」であるとし、「この資格においてコミュニケーションは自ら治め、自ら管理し、税を課し、その財産と収入を処理し、青少年のために学校を設け、教員を任命し、治安を維持し、自己の憲兵と民警を備え、判事を任命する等々の権利を有する」と述べている。これだけで決めるのは早計かも知れないが、ブルードンにおける「政治的構成」または「政治的連合体」は、このようなコミュニケーションを基礎とし、形の点ではその上に、県、地方等いくつかのコミュニケーション連合をおして全国的に考え、しかしあらゆる権限において基底のコミュニケーションが優位し、なおフランスは一つの連合体には大きすぎるともいつているので、能う限りの細分化を考えたように思われる。

しかしこれに対しては、全体的な秩序、利害関係の調整をどうして確保する疑問が当然に起るわけだ。これに答えるのが、連合体制における「国家」ということになるであろう。またこれに関連して重要なのは「所有」の問題である。『所有とは何か』では、生産手段の正当な所有者は社会全体であるとしか述べていないが、のちの『一般理念』では、前回にも書いたように、「そこで働くすべての人々の共同かつ不分割の所有」とし、そうした人々から成る団体をたんに組合または「労働者団体」といい、後者の方を多く用いている。これがのちに発展した労働組合に相当するものか、はっ

きりしたことはないが、おそらくそれよりは生産組合もしくは生産協同組合に近いものように思われる。そしてブルードンは、資本主義の下での企業組織である会社の、労働者・生産者による一種の会社への転化を考えたようで、そのためコンパニーという言葉を用いたと思われる。

ところで、以上は工業のことであって、農業については農民と土地との特殊の、「一種の結婚」とよぶ関係から別の方途、すなわち「農業の相互主義化」を説いている。ここでも「農業所有の清算」を目ざす集団化、そのための「農業組織の地域的団体」「農業集団」「農業または農村コミュニティ」等が語られている。そしてこのコミュニケーションが農業連合体の基礎細胞をなすものとされるようである。しかしこの農業集団と農業コミュニティが同一なのか、それとも別個のものと考えられているのか、まだ明らかにできない。

同様の疑問は工業連合体についても残る。ここでは、生産者団体とは別個に地域集団としてのコミュニティを形成し、前者が工業連合体の、後者が政治連合体の基礎細胞ということになるであろうが、問題はその後で、つまり生産手段がいずれに帰属するものと考えられているかである。私としては、消費の問題その他から、コミュニティに属するように考えたいが、こう結論しがたい点もある。というのは、経済社会と政治体すなわち国家、ここでは農工連合体と政治連合体とはっきり区別し、その上で相互の対立・均衡を考えるのが、ブルードンの原則であり、したがって国家の経済機能への関与を排除することになり、同じことは公共機能を営むコミュニティにもあてはまると思われるからである。

この問題は、ブルードンをなおくわしく探すことで答がえられる

かも知れないし、またむしろブルードンをはなれても考えるべきであろう。なお、上でも相互主義という言葉を用いたが、連合主義と同義にとつてよく、経済面での相互主義は政治の領域では連合主義をよぶと自らい、また「相互主義的・連合主義的所有」をも論じている。さらにつけ加えると、ブルードンの連合主義は、さきに述べたように、国家を超えた連邦制を説いたが、バンカルによると、経済面でも一種の連邦制を説いたという（『ブルードンの現代性』）。

「地球の一点で相互主義的経済改革が宣言されると、いたるところで連邦制が必要とされてくる。……経済法と相互主義の法則にもとづく連邦制のみが、全地表にわたる労働者デモクラシーの勝利を決定することが可能である。」さらにこのための「共同市場」その他をも説き、種々の障碍を指摘し、その最たるものをナショナルリズムに認めている。

さて、ブルードンの所論は実に複雑多岐をきわめて要約困難である。それに本稿でとりあげた問題は、近く邦訳の出る『連合の原理』と『労働者階級の政治的能力』で詳細に論じられているので、ここで打ち切り、さきにあげた連合制における国家の問題にかえることにしよう。これもくりかえしで、若干の補足でしかない。

前期には国家を全面的に否定し、その「経済組織体への解消」を主張したブルードンが、連合体制のなかで国家の役割をむしろ積極的に認めるにいたったのは、一切のドグマティズムを排し、何より現実主義的であり、プラグマティストであるブルードンにおいては、方法的な前提の故ではなく、正義、自由、平等を不動の理念としながらも、人間と社会の現実を冷静に見てとつての立論であろうと思われる。そして国家の解消、政治機能不用化という究極の目的

に向つて前進する「革命的進化」または「有機的革命」（バンカル）のための現実的用意に、あらゆる努力が傾けられたものと思われる。次回でとりあげる「自主管理」論もその重要な一つである。

ところで、問題の国家——むしろ権力を分散化され、機能を能う限り制限された——の役割については次のように述べられている。「自由な社会における国家または政府の役割は、とくに立法、制度化、創設、創始、設置の役割である。——それは可能な限り、執行の役割ではない。この点で、主権の一面面を示すものとされた執行権という名称は、判断をはなはだしく誤らせた。国家は公益事業の請負者ではない。……国家は、法律を制定し、活動しまたは監督することがあるにせよ、運動の発起者であり、最高の指導者である。ときとして運営に手を加えることがあるにしても、それは、最初に表明した者の資格で、刺激を与え、模範を提供するためである。創設が開始され、設置や創始が為されると、国家は後に退き、地域の当事者と市民に新事業の実施を委ねる。」

これは一例にすぎないが、それにしても理解しがたい点があるように思われる。この点は、次回でなるべく補いたい。（つづく）

付記 最近ブルードンへの関心が大分出てきたらしい。実は知らなかったが、これまでも案外と感ずるほど多くの研究が公刊の雑誌のほか、方々の大学で発表されているようである。いくつも見えないが、見た限りでは、ブルードンといえばマルクスの衛星視する傾きが感じられる。それもだんだんうすれるであろうが、私としては、ブルードンは別の恒星であると考え、調べれば調べるほど、マルクスとのちがいがわかってくるように思う。